

環境省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件の内容

- ・ 対象者
環境再生保全機構 理事長（１）、理事（１） （計２名）
- ・ 業績勘案率（案）：両名とも 1. 0

2 業績勘案率の決定方法

- ・ 業績勘案率の決定方法は、「環境省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の決定方法について」（平成 17 年 2 月 17 日環境省独立行政法人評価委員会決定。以下「環境省決定方法」という。）に基づくものであり、当環境省決定方法は、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）（以下「当分科会決定」という。）に沿っている。（別紙 2 及び下表）
- ・ 具体的には、環境省決定方法では、中期目標評価又は事業年度評価における個別評価項目ごとの評価に加え、最高位評価（５段階評価）項目の有無、目的積立金の承認の有無等を勘案して、業績勘案率（案）を決定する方式をとっている。
- ・ 上記 1 法人 2 人の退職役員に係る業績勘案率（案）についても、環境省独立行政法人評価委員会において、この方式により検討・審議し、業績勘案率（案）を最終決定している。（別紙 1）

3 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当該業績勘案率（案）は、当分科会決定に沿った方法により決定されており、妥当なものと認められることから「意見なし」と致したい。

（補足説明）別紙 2 の「環境省決定方法」の主な内容は、次のとおり。

当分科会決定（抄）	「環境省決定方法」における決定方法
2. ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	中期目標期間を通じて在職した場合は、中期目標評価における個別評価項目ごとの S～D 評価を点数化し平均したものとし、中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は、事業年度評価における個別評価項目ごとの S～D 評価を点数化し平均したものを各事業年度の在職月数に応じ加重平均したものとする。（「決定方法」3.（1））
2. ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	<u>退職時点において、当該退職役員の在職期間における事業年度評価が確定していない場合は、事業年度評価が確定していない年度の年度業績勘案率を 0. 0 として退職役員の在職月数に応じ加重平均したものを暫定業績勘</u>

	<p>案率とし、その率を用いて算出した暫定退職金を支給することができる。</p> <p>暫定退職金を支給した場合、在職期間の最終年度の事業年度評価が確定し、当該退職役員の退職金に係る業績勘案率を決定後、退職手当から暫定退職金の額を差し引いた額を支給する。（「決定方法」4.）</p>
<p>2. ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。 ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 	<p>中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたいと思慮される場合や考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、<u>法人から当該退職役員の業績への関与の度合い及び目標を達成するためのマネジメントや指導力の実績並びに業務に対する貢献度及び過去の通常の業績との比較を行い明確な差があること等を客観的かつ具体的に記述した「業績等調書」を提出させた上で審議を行い、「業績勘案率」を増減することができる</u>（「決定方法」3.（2））</p>
<p>2. ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	<p>「業績勘案率」が1.0を超えた場合であっても、下記のいずれにも該当する場合を除き、上記規程にかかわらず、業績勘案率は1.0とする。</p> <p>①中期目標評価又は「事業年度評価」の平均値における個別評価項目の評価結果において、「S」があること。</p> <p>②役員の在職期間において、目的積立金の承認を受けたことがあること。</p> <p>③当該役員の在職前に比べ、又は在職期間において、①の個別評価項目の評価結果における「S」の項目が相当程度以上増加していること、又は②の目的積立金の在職期間の合計額が相当程度以上増加していること。</p>

(別紙 1)

環境省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容			業績勘案率(案)
			(参考)在任期間	年度業績勘案率に、その在職月数に応じて加重平均した値(※1)	「ただし」書きによる調整(※2)	考慮すべき特段事由(※3)	
環境再生保全機構	理事長	H16.4.1~H20.3.31	H16.4.1~	1.4	1.0	なし	1.0
	理事	H18.6.27~H20.3.31	H18.6.27~	1.4	1.0	なし	1.0

(注) 「環境省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の決定方法について」(平成17年2月17日環境省独立行政法人評価委員会)に基づき、各法人の各事業年度評価の結果を基に業績勘案率を算定している。

(※1) 「環境省決定方法」3.(1)bにおいて、「当該退職役員が中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は、「事業年度評価」における個別評価項目ごとのS~D評価を別表により点数化し、平均したもの(年度業績勘案率)を当該退職役員の各事業年度における在職月数に応じて加重平均する。」とされている。

(※2) 「環境省決定方法」3.(1)bにおいて、「ただし、上記において「業績勘案率」が1.0を超えた場合であっても、下記のいずれにも該当する場合を除き、上記規程にかかわらず、業績勘案率は1.0とする。①中期目標評価又は「事業年度評価」の平均値における個別評価項目の評価結果において、「S:中期目標を大きく上回って達成している。」があること。②役員の前在職期間において、目的積立金の承認を受けたことがあること。③当該役員の前在職前に比べて、又は前在職期間において、①の個別評価項目の評価結果における「S」の項目が相当程度以上増加していること、又は②の目的積立金の前在職期間の合計額が相当程度以上増加していること。」とされている。

(※3) 「環境省決定方法」3.(2)において、「中期目標及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたいと思慮される場合や考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、・・・(中略)・・・「業績等調書」を提出させた上で審議を行い、「業績勘案率」を増減することができる。」とされている。

環境省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成17年2月17日 定
平成18年8月23日一部改正
環境省独立行政法人評価委員会

独立行政法人の役員退職金については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」により、退職金の支給率に各府省の独立行政法人評価委員会が業績に応じて決定する業績勘案率（独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の見直しの趣旨にかんがみ、基本は1.0）を乗じたものとするよう各独立行政法人に要請され、これに基づき環境省所管の独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人環境再生保全機構において、退職手当の支給の基準の改正及び制定がなされたところである。

これを踏まえ、環境省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」という。）は、役員退職金に係る業績勘案率の算定についての基本的考え方及び算定方法等を次のとおり整理し、業績勘案率の算定を実施する。

1. 業績勘案率の基本的考え方

役員退職金に係る業績勘案率の算定に当たっては、退職する役員の法人運営等の実績を明確かつ適切に踏まえたものとするため、「独立行政法人国立環境研究所の業務実績評価に係る基本方針（平成14年5月15日独法評価委員会決定）」及び「独立行政法人環境再生保全機構の業務実績評価に係る基本方針（平成16年12月14日独法評価委員会決定）」（以下「独法評価基本方針」という。）に基づき行った法人の中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標評価」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「事業年度評価」という。）により「業績勘案率」を0.0から2.0の範囲で算定する。

なお、「役員退職金にかかる業績勘案率に関する方針」（平成16年7月23日、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定。以下「業績勘案率に関する方針」という。）において、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。」としていることを踏まえ、環境省所管の独立行政法人においても、役員退職金に係る業績勘案率は1.0を基本とすることとする。

「業績勘案率」を算定した場合は、算定に当たっての客観性の確保及び法人の業績又は担当業務の実績の反映が図られているかどうかを明らかにするため、算定方法及び決定に至った事由を記載した書面を作成する。

2. 業績勘案率の算定手続

(1) 退職した役員の在職した最終年度の事業年度評価が確定した後、法人からの書面による依頼に応じて、原則として、独法評価委員会において、役員退職金に係る「業績勘案率」について審議した上で、独法評価委員会名で総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省独法評価委員会」という。）に通知する。

業績勘案率の算定に当たっては、独法評価委員会事務局（総合環境政策局総務課）が、下記の算定方法に従って、業績勘案率（案）を作成する。

ただし、上記により作成された業績勘案率（案）が、1.0の場合には、あらかじめ独法評価委員会委員（以下「委員」という。）の意見を求め、異議が無いときは原案どおりで総務省独法評価委員会に通知することができる。

(2) 総務省独法評価委員会の意見の有無等の確認を経た後、意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定の必要がないと認められた場合は、委員長において業績勘案率を決定できるものとし、委員長は、業績勘案率の決定後、これを速やかに法人に通知するとともに、遅滞なく独法評価委員会を開催し、その結果等について報告する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、または0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに環境大臣に通知する。

(3) 独法評価委員会が通知した業績勘案率が1.0を超える場合は、総務省独法評価委員会が「業績勘案率に関する方針」を勘案し、所要の検討を行うこととしている。

3. 業績勘案率の算定方法等

(1) 役員退職金に係る「業績勘案率」は、当該退職役員が

- a. 中期目標期間を通じて在職した場合は、中期目標評価における個別評価項目ごとのS～D評価を別表により点数化し、平均したものとし、
- b. 中期目標期間のうち一部の事業年度についてのみ在職した場合は、「事業年度評価」における個別評価項目ごとのS～D評価を別表により点数化し、平均したもの（以下「年度業績勘案率」という。）を当該退職役員の各事業年度における在職月数に応じて加重平均する。

業績勘案率等を算定するに当たっては、当該退職役員の職責に応じた個別項目を適切に勘案して、0.0から2.0の間で算定する。

ただし、上記において「業績勘案率」が1.0を超えた場合であっても、下記のいずれにも該当する場合を除き、上記規定にかかわらず、業績勘案率

は1.0とする。

- ① 中期目標評価又は「事業年度評価」の平均値における個別評価項目の評価結果において、「S：中期目標を大きく上回って達成している。」があること。
- ② 役員の在職期間において、目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項に規定された剰余金の使途に充てる額）の承認を受けたことがあること。
- ③ 当該役員の在職前に比べて、又は在職期間において、①の個別評価項目の評価結果における「S」の項目が相当程度以上増加していること、又は②の目的積立金の在職期間の合計額が相当程度以上増加していること。

(2) 独法評価委員会において審議するに当たり、中期目標評価及び事業年度評価のみでは適切に評価しがたいと思慮される場合や考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、法人から当該退職役員の業績への関与の度合い及び目標を達成するためのマネジメントや指導力の実績並びに業務に対する貢献度及び過去の通常の業績との比較を行い明確な差があること等を客観的かつ具体的に記述した「業績等調書」を提出させた上で審議を行い、「業績勘案率」を増減することができる。

(3) 上記算定方法により作成された「業績勘案率(案)」が1.5を超える場合又は1.5以下の場合であっても委員による意見がある場合は、法人から「業績等調書」を提出させた上で審議を行い、「業績勘案率」を増減することができる

4. 暫定業績勘案率の算定方法等

当該退職役員の退職時点において、当該退職役員の在職期間における事業年度評価が確定していない場合は、事業年度評価が確定していない年度の年度業績勘案率を0.0として退職役員の在職月数に応じて加重平均したものを暫定業績勘案率とし、その率を用いて算出した暫定退職金を支給することができる。

暫定退職金を支給した場合においては、在職期間における最終年度の事業年度評価が確定し、当該退職役員の退職金に係る業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに、退職手当から暫定退職金の額を差し引いた額を支給する。

この場合において、既に支給した暫定退職金の額は、退職金の額の内払いとみなす。

※ 別表

個別評価項目ごとの業務実績評価結果	評価結果に対応する点数
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

「業績勘案率」については、小数点第2位を四捨五入する。

「年度業績勘案率」については、小数点第3位を四捨五入する。

「暫定業績勘案率」については、小数点第2位を四捨五入する。

(案)

政 委 第 号
平成 21 年 月 日

環境省独立行政法人評価委員会

委員 長 松 尾 友 矩 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

「環境省独立行政法人の役員の退職金に係る
業績勘案率（案）について」について（意見）

「環境省独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率（案）について」
（平成20年12月26日付け）をもって貴委員会から通知のありました業績勘案
率（案）については、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」（平成
16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決
定）に沿っているものであり、特に意見はありません。